

表3 . 特定粉じん発生施設（大気汚染防止法施行令別表第2の2より）

頂 番号	施設の種類	施設の規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2	混合機	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
7	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。
9	穿孔機	原動機の定格出力が2.2kW以上であること。

この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除くものとする。